

令和3年第5回(7月)大郷町議会臨時会会議録第1号

令和3年7月5日(月)

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中学君	副町長	武藤浩道君
教育長	鳥海義弘君	総務課長	遠藤龍太郎君
財政課長	熊谷有司君	復興定住推進課長	武藤亨介君
地域整備課長	三浦光君		

大郷町議会新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取り組みに基づき、庁舎内待機とした者は、次のとおりである。

まちづくり政策課長	伊藤義継君	税務課長	小野純一君
町民課長	千葉昭君	保健福祉課長	鎌田光一君
農政商工課長	高橋優君	学校教育課長	菅野直人君
社会教育課長	赤間良悦君	会計管理者	片倉剛君

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉 恭啓 次長 齋藤由美子 主事 高橋 将吾

議事日程第1号

令和3年7月5日（月曜日） 午前11時 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告第7号 繰越明許費繰越計算書の訂正について
日程第4 議案第41号 工事請負契約の締結について
日程第5 議案第42号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午 前 11時00分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第5回大郷町議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（田中 学君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

全協に引き続き、大変御苦労さまでございます。臨時議会の開催にあたり、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

本日、ここに令和3年第5回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かと御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

最早、7月7日は小暑を迎えますが、暑さも日増しに強くなってまいります。そのような季節にお互いに御自愛いただきまして、御活躍賜りますようお願いを申し上げます。今朝も申し上げましたが、改めて、静岡県熱海市で発生した土石流で巻き込まれた多くの被災者の皆さん、そしてまた、お亡くなりになりました家族や皆様に心よりお見舞いとお悔やみを申し上げさせていただきたいと思います。1日も早い行方不明者が見つかることを御祈念申し上げます。

新型コロナウイルスにつきましては、宮城県のまん延防止等重点措置が、5月11日をもって解除され、最近では県内の1日の感染者も一桁になるようで、落ち着きを見せてございますが、まだまだ、予断が許されない状況に変わりありません。本町のワクチン接種については、4月下旬、高齢の方から始まりまして、現在は、16歳以上の方に接種券を送付

したところでございます。高齢者の1回目の接種率は、84%を越え、順調に接種が進んでいることを御報告いたします。

また、令和元年台風第19号の災害の復興状況は、民家等の解体工事は3月中に全て終わり、旧粕川小学校の解体も2月末から始まり、10末には完了する予定でございます。中村原地区の災害公営住宅などの造成工事は、今日の議会に契約の締結について上程させていただきます。中粕川地区の嵩上住宅の造成工事の第1期分は、来月にも契約を締結する予定でございます。

さて、本日、御提案申し上げます議案は、繰越明許費繰越計算書の訂正についての報告が1件と、工事請負契約の締結についてが2件でございます。

以上、御提案させていただきます、各議案につきまして、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により6番田中みつ子議員及び7番熱海文義議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 報告第7号 繰越明許費繰越計算書の訂正について

議長（石川良彦君） 日程第3、報告第7号 繰越明許費繰越計算書の訂正についてを議題といたします。

提出者から報告第7号の報告を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 皆さん、こんにちは。それでは、議案書1ページを

御覧いただきたいと思います。報告第7号につきまして、御説明をいたします。

報告第7号 繰越明許費繰越計算書の訂正について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和2年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和3年7月5日 提出

大郷町長 田 中 学

繰越明許費繰越計算書につきましては、令和3年第2回定例会におきまして、御報告させていただきましたが、訂正が生じたので報告いたします。

2ページを御覧いただきたいと思います。

令和2年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書。

訂正箇所のみ御説明いたします。

第4款衛生費第1項保健衛生費 新型コロナウイルスワクチン接種事業。4,482万3,000円。翌年度繰越額4,460万7,000円、既収入特定財源としまして、国庫補助金が概算払いにより交付されたことに伴い、240万6,000円となり、未収入特定財源として、国庫支出金が4,220万1,000円に訂正するものです。

合計ですが、繰越明許費が5億7,900万6,000円。翌年度繰越額が5億5,396万円。既収入特定財源240万6,000円。未収入特定財源のうち国庫支出金が1億248万8,000円。地方債1億7,890万円。その他1億4,564万6,000円。一般財源1億2,452万円です。

以上で報告第7号 令和2年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正についての報告を終了します。

議長（石川良彦君） 以上で、報告7号の報告を終わります。繰越明許費の報告でありますので、報告のみとなります。

日程第4 議案第41号 工事請負契約の締結について

議長（石川良彦君） 次に日程第4、議案第41号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 議案第41号の提案理由につきまして、御説明申し上げます。議案書4ページをお開き願います。

議案第 41 号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年大郷町条例第 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和 3 年度粕川大橋添架管更新工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 一金 164,450,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
14,950,000 円) |
| 4 契約の相手方 | 仙台市青葉区本町二丁目 2 番 3 号
東海鋼管株式会社仙台営業所 |

令和 3 年 7 月 5 日 提出

大郷町長 田 中 学

議案第 41 号につきましては、令和 3 年度粕川大橋添架管更新工事の工事請負契約の締結にあたり、工事予定価格が 5,000 万円以上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところにより議会の議決を求めるものです。

はじめに、工事概要を御説明をいたします。

配水管添架工、ステンレス鋼鋼管 250 mm L=216.7m。配水管布設工、ダクタイル鋳鉄管 250 mm L=52.6m。仮設管布設・撤去工、レンタル管 200 mm L=240.5m。吊足場設置工、A=700 m²となっております。

本件については、設計金額が 5,000 万円以上の工事でありましたので、担当課より提出されました、条件付一般競争入札執行に係る設定条件内申書に基づき、6 月 1 日に、入札参加条件設定委員会を開催し、資格条件を設定いたしました。この会議において設定した主な入札参加条件は、鋼構造物工事の承認格付 A ランクで経営事項審査結果の総合評定値が 850 点以上であること。入札公告日において、宮城県内に本店または本店から委任を受けた支店等を有するもの。特定建設業の許可を有していること。監理技術者を専任で配置できること。平成 28 年度以降に元請として国内で竣工した、ステンレス鋼鋼管 250 mm かつ L=200m 以上の

水管橋又は水道管添架で、国又は地方公共団体から受注し、引き渡しが出来た施工実績を有することとしたところでございます。

その後、6月3日に、条件付一般競争入札公告を行い、設計図書等の閲覧、参加申請書の受付期間を経て、6月11日、入札参加資格判定委員会を開催しました。入札参加申請にあたっては、今回落札した、東海鋼管株式会社仙台営業所1者から申請があり、要件判定の結果、適格者であると判定し、この旨通知の上、6月23日に入札を執行いたしました。

入札の結果ですが、予定価格1億5,543万円、低入札調査基準価格1億3,981万7,367円に対し、最低入札価格は、東海鋼管株式会社仙台営業所の1億4,950万円でしたので、東海鋼管株式会社仙台営業所を落札者として決定し、契約金額を消費税及び地方消費税の額を加算した、1億6,445万円として、6月28日付けで工事請負仮契約を締結したところでございます。

なお、工期につきましては、令和4年3月18日までとしてございます。

以上で議案第41号の提案理由についての説明を終わります。

御審議の上、御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） この本会議の前の全員協議会の中での説明の中で、緊急を要する工事ではないと。初めから予定していた工事ということなんですけれども、これ、あの以前からあの、私、あの議員にさせていただいて6年になりますけれども、これ、その当時から1者入札というのは競争原理なかなか働かないんじゃないかと。この一般競争入札の原理原則、意味がないんでないかと。今回1者入札で決定されたようなんですけれども、どのように考えてらっしゃるのかお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。6月3日にですね、一般競争入札の公告を行って以来、それから実際スタートするわけでございまして、以前も1者の申込みがあって、それで落札者となって決定した経緯もございまして、今回もそれで同様に1者での申込みだったわけでございますが、今回も落札された。県のほうにも指導を以前ですが、仰いでおりますが、1者でも県においても実際実施しているというような経緯もございまして、今後も1者の申込みがありましたら、先ほど言いまし

た公告の時点から競争の原理は働いてございますので、エントリーする会社がございましたら、手挙げで申し込みをしてくるわけでございますので、今後も1者でも実施していく予定でございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4番（大友三男君） 同じような質問になりますけども、本町のように財政規模が小さいと言いますか、失礼ながら言いますけれども。そうした中でやはりそのこの1者入札というのはなかなか、担当課の方、答弁しましたけれども、実際にやっぱり競争入札というものを複数で行わなければ、なかなか事業費の節約と言いますか、そういうものにもなかなかつながりにくいのではないかとこのように考えています。そうした中でやはり、その先ほど今後考えていないということなんですけれども、やはり本町の財政を考えた場合にはやはりその県に相談してどうのこうのじゃなくて、本町としてやはりしっかりとやっぱり今後そういうものを改訂していくと言いますかね、改善していくべきだと思いますけども、もう一度答弁をお願いします。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 今回につきましても、予定価格をお示ししてございますので、予定価格を下回って応札をされてきたわけでございまして、これを予定価格より下回った入札者がございましたので、今回落札者に決定したわけでございますので、今後につきましても本町のあくまで予定価格は積算した中で予定価格を示しているわけでございますので、それより低い会社でございましたので、今回落札者として決定したものでございますので、今後も同様の内容で実施をさせていただきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかに。はい、12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 2点ほどお聞きしたいんですが、一つはこの主な入札参加条件ということで鋼構造物工事云々とありますが、本町における、今回入札は別にしてですよ。本町でこの資格を持っている業者はいるのかどうか確認しておきたいと思います。それからですね、この丸の五つ目の平成28年度以降に云々ということではいわゆる施工実績について、どのように確認されたのか。その実態についてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 鋼構造物でございましては、本町におきましては、そういう業者につきましても、登録はございません。あと、施工実績でござ

ございますが、令和2年の工事に老朽管更新工事に伴う添架管更新工事を令和2年度において発注者が福島県福島市の水道局ということになっておるようでございます。施工実績は実際でございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 施工実績については、今1者だけということなんですか。

この28年以降ということで。その辺件数だけでもやっぱりその辺の実績というのがですね、私たち金額云々も去ることながら実績がある程度裏付けがあってこそ信頼できるということも評価の一つとして見るべきだと思うんですが、もう少しあれば教えてほしいんですが。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 1つでも実績を有していれば、該当するわけでございまして、先ほどお話しました、今回につきましては1つのみを東海鋼管さんでは提出がありましたので、それを施工実績と見なした中で判定委員会の中で決定したものでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第41号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第42号 工事請負契約の締結について

議長（石川良彦君） 次に日程第5、議案第42号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 議案第 42 号の提案理由につきまして、御説明申し上げます。議案書 5 ページをお開き願います。

議案第 42 号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年大郷町条例第 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和 3 年度中村原地区宅地造成工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 一金 143,000,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
13,000,000 円) |
| 4 契約の相手方 | 黒川郡大郷町土橋字台畑 11 番地の 1
株式会社高一建設 |

令和 3 年 7 月 5 日 提出

大郷町長 田 中 学

議案第 42 号につきましては、令和 3 年度中村原地区宅地造成工事の工事請負契約の締結にあたり、工事予定価格が 5,000 万円以上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところにより議会の議決を求めるものです。

はじめに、工事概要について説明いたします。

宅地造成面積ですが、 $A=6,517\text{ m}^2$ 。内訳としまして、土工、掘削 $V=7,300\text{ m}^3$ 。植生工 $A=630\text{ m}^2$ 、排水工一式。擁壁工 PC ブロック式 RC 擁壁 $L=45\text{ m}$ 。プレキャスト L 型擁壁 $L=155\text{ m}$ 。舗装工 $A=1,360\text{ m}^2$ 。防護柵工、ガードレール $L=19\text{ m}$ 、ガードパイプ $L=35\text{ m}$ となっております。

本件については、設計金額が 5,000 万円以上の工事でありましたので、担当課より提出されました、条件付一般競争入札執行に係る設定条件内申書に基づき、6 月 1 日に、入札参加条件設定委員会を開催し、資格条件を設定いたしました。

この会議において設定した主な入札参加条件は、土木一式工事の承認格付 A ランクで経営事項審査結果の総合評定値が 850 点以上であること。

入札公告日において、宮城県内に本店または本店から委任を受けた支店等を有するもの。特定建設業の許可を有していること。監理技術者を専任で配置できること。平成 28 年度以降に、元請として面積 5,000 m²以上の宅地造成工事で、国または地方公共団体から受注し、引き渡しが完了した施工実績を有していることとしたところです。

その後、6月3日に、条件付一般競争入札公告を行い、設計図書等の閲覧、参加申請書の受付期間を経て、6月11日、入札参加資格判定委員会を開催しました。

入札参加申請にあたっては、今回落札した、株式会社高一建設を含め、2者から申請があり、要件判定の結果、全て適格者であると判定し、この旨通知の上、6月23日に入札を執行いたしました。

入札の結果ですが、予定価格1億3,126万3,000円、低入札調査基準価格1億1,748万7,341円に対し、最低入札価格は、株式会社高一建設の1億3,000万円で、株式会社高一建設を落札者として決定し、契約金額を消費税及び地方消費税の額を加算した、1億4,300万円として、6月28日付けで工事請負仮契約を締結し、工事請負仮契約を締結したところでございます。

なお、工期につきましては、令和4年1月28日までとしてございます。

以上で議案第42号の提案理由についての説明を終わります。

御審議の上、御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 一つはですね、先ほど全協でもお聞きしましたが、現在この高一さんが入札している、いわゆる公共事業関係で私あの、これは今年の令和4年度の春までは分譲開始したいというまちづくりの担当課の説明の中でも、期日が今後そのとおりでももちろん、1月28日までとなっているんですが、一方でどういう仕事今既に高一が持っているのか。その辺の実態をつかむことによって、影響ないのかどうか。そこをお聞きしたいと思います。それからですね、この会社の職員の能力。何人くらい抱えているのか。果たして手広くできるのかどうか。その辺の状況、どうつかんでいるのか。併せてここで、いわゆる入札参加条件の中で一番最後の平成28年度以降ということで、引き渡し完了した施工実績。このことについてお聞きしたいと思います。それからですね、入札資料の4見ますと、入札結果についてということで1回目は1億

4,500 万円で駄目だったと。2 回目も駄目だと。3 回目も駄目だということで、4 回目に初めて協議見積もりということで、1 億 3,000 万円の金額で契約していると。最終的にこれ 1 億 4,500 万から 1 億 3,000 万円まで 1,500 万も下げているのですね。これくらい下げて本当にそれこそ、熱海ではないけれども土砂崩れとか、そういう仕事などされたら大変困るわけで、完全な仕事ができるのかどうか。1,500 万といたらすごい金額だと思うんですね。その事業について、どのように確認されて今回できるものと判断されたのか。その 4 点についてお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。まず、1 点目の現在の高一建設の手持ち工事でございますが、12 件で 7,700 万円ほどでございます。続きまして、高一建設の社員の数につきましては、ちょっとこちらでは把握しかねます。ただ、技術者につきましては、数名おりますが、現場の工事につきましては、町が発注した内容でしっかり対応してございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 施工実績でございますけども、これについてお答えいたします。これにつきましては、平成 28 年度の公営住宅等整備事業の造成工事、いわゆる高崎団地の造成工事第 6 期工事の施工実績を有しているものでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 予定価格がこちらでお示ししております。1 億三千百何万となつてございまして、当初 1 億 4,500 万。予定価格までずっと高かったわけですが、それを 3 回目まで入札で、それでも 1 億 3,500 万円になったわけですが、それで協議の段階で 1 億 3,000 万円まで落ちたということになってございます。それで今回落札者として決定したわけですが、施工内容につきましては今後、町の監督等もございまして、しっかりした形で事業につきましては監督をしながら指導をしていく予定でございますので、よろしくお願いたします。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） 1 番目のいわゆる、12 件で 7,700 万ほどね。これ自治体の仕事の発注ということで理解していいですね。災害復旧も含めてね。この仕事が今回のいわゆる 1 億 4,300 万の仮契約の中でこの事業の団地のね、造成工事をやることによって影響ないのかと。その辺はこれやる

ことによって工期を延長するということは絶対あってはならないことなんで、その辺はですね、ぜひ何か最近の事業みてるとただらと延ばしてるのも大分あるようですが、その辺厳しく発注する側として対応すべきだと思います。その辺、約束して、約束の答弁ももらいたいと思います。それから職員の能力について、何人いるか分からないと。把握していないということですが、たしかに技術的なことはつかんでいるということですが、それでも果たして何をどう思っつかんでいるのか。その辺ですね。やはりやるのは仕事で職員ですから、たとえそれがどのような形になろうとも間違いなく、その期日までにこの完全な仕事やってもらえるかということが、どういうことをつかんでいるのか。ただ、金があったから、分かりました、んで落札させますということでないと思うのですよ。そういう点で、仕事が完全にやってもらえるかどうか、改めてどのような確認されたのかお聞きしたいと思います。それから、4つ目の質問だったのですがね、1,500万円も下げるということになりますと、1回、2回目はある程度、頑張ってもらっても駄目なときにはね、やはり、もう一回入札をやり直すというくらいの腹構えでないと最終的にこのままでいけばもっとも限りなく予定価格に近づけるように話し合い進めていくということで、これで本当に本来の入札の制度がこれでいってるのかと。当初確かにね、財政課長が言うように競争入札でやっている、いわゆる公募しているんだから対象になるかも分かりませんが、しかし何回もね、それを繰り返して、最終的にこの金額に協議見積もり金額なるということ、これ県からの指導受けているんですか。相談しているんですか。問題ないんですか。今いろいろな公共事業について問題が宮城県も含めて出ているわけですが、こんなやり方許したら私、予定価格あってないようなもんですよ。これ。どうなんですか。そのことについても、併せて答弁ももらいたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。今回発注いたします、工事につきましては、災害復旧工事、手持ち工事とはまるっきり別な工事でございます。手持ち工事が今回発注する工事に影響を与えるということとはございません。あくまでも、今回造成は造成工事という中で町としても厳しく指導してまいりたいと考えてございます。以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 入札におきまして、再度の入札、2回までじゃないのというような話でございますが、町で定めてございます、入札執行要

領並びに大郷町条件付一般競争入札要綱に基づきまして、再入札につきましては、2回までできるとなっております。それで落札しない場合で最低入札価格が予定価格の10%以内の場合は、その業者と協議することができるかと謳っておりますので、それに基づいて今回執行したものでございまして、何も問題はございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町のね、そういう条例の中で、規約の中で定めているということで、それに基づいてやったんだから問題ない。それはそれでいいと思います。ただ、そのやり方が今後もね、やっぱりある程度見直ししておかないと私思うのはこのパターンでやるとね、ちょっと予定価格があってないような価格になってくるんでないかと。それを危惧しますので今後そういう制度の検討も必要ではないかと、これ町長どう思いますか。そのことについて、町長から答弁もらっておきたいと思います。それから職員の能力についてですね、今整備課長からは答弁なかったのですがね、やっぱりある程度、職員が何人くらい抱えてるのか、そういう内容的なこともつかんで発注しないことには最終的には無責任な仕事になってしまう恐れも大分あるんですよ。考えられます。その点について、職員についてどのように今後つかんでいくのか。どのように指導していくのか。それも併せてお聞きしたいと思います。よろしく願います。

議長（石川良彦君） 初めに答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 予定価格の設定につきましては、設計に基づいてかなり綿密に積算したそういう中での設定でございますので、我々は調査に基づいた予定価格を設定しているもので、何ら私の立場からは職員の設定価格については問題ないと。今後もこういう条例を十分尊重できるような内容で入札執行を進めてまいりたいというふうに考えております。議員のおっしゃっているような内容であれば、2回くらいまではという形なんですけど、そうであればそのように入札制度そのものを覆すということになるのではないかとというふうに思いますので、私は今の制度がベストであるということで今までも何十年もこういう形で来ている。何ら今更、何をもってと、こういうことになるのではないかとというふうに思いますので、まず、施工側も自信を持って入札をしているわけですから、これを最終的に10%範囲内で、ということ話し合いで決めたと。こういうことは何ら私には落ち度も、また今後変えるということもございませんので、御了解いただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。技術者につきましては、現場現場ごとで、現場代理人や主任技術者がおります。そういった経験を踏まえた人間が現場に対して責任を持って実施してございます。町といたしましても、そういったものをしっかりと管理しながら対応してまいります。業者がですね、技術者が何人いるとか、そういった内容につきましては、現在、手持ちの資料がございません。たしかにA社、B社それぞれに技術者等がございまして、そういった業者にいる中での技術者で今後も現場は対応してまいりたいと考えております。以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。すみません。終わりだね。千葉議員は3回。ほかにございませんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） この入札関係なんですけど、私以前からずっと入札関係、開示請求した結果、今までの経緯からすると大体、本町のですよ、入札3回目で落札されなければ、その場で入札中止して再度公告して入札してきたという経緯があったはずなんですけど、これ私の認識の間違いなんですか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） これにつきましては、先ほど答弁した内容と重複しますが、再々度、いわゆる3回目の入札して、たぶん大友議員は先ほど町長も話しましたが、予定価格の差が10%以内であれば、協議するとなっておりますが、たぶん協議するとなっておりますが、たぶんそれを開示した部分につきましては10%を越えたので、それで不調ということになったかと思っておりますので、制度につきましては町長が先ほど話したとおり、以前からもこれは変わってございません。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4番（大友三男君） この本会議の前の全協の中でも、10%以内で差額10%以内の差額だと協議で決定できるということで御説明ありましたが、これは私が解釈した部分では業者と協議するというふうには受け止めたんですけれども、これ業者と協議するという事は工事を受注する側と発注する側との話し合いでということになりますよね。これ決して好ましい状況ではないというふうに一般的に捉われると思うんですけども、この件に関して、見方によっては違う、ここでは言いませんけども。ある意味、今社会で問題になっているような話になりかねないというふうになるわけですから、そこはしっかりとした形で入札というものは行うべきだと思うんですけども。

議長（石川良彦君）　まず、町長。財政課長でなく町長答えるの。じゃ、初めに町長。

町長（田中　学君）　大分大友議員、入札に対するいろんな御意見があるようではありますが、この10%の範囲内ということとは他の入札者もいる、そういう中で決めるわけですよ。影のほうで決めているわけではございません。この場で高一建設が3回目で予定価格に達していないと。達していない額が10%範囲内にあるということで数字を会場で提示して高一建設と執行者側が話をします。10%を越えてれば、これは全く論外ですよ。10%以内だから、条例の範囲内ということを決めてございますので、よその業者もそれをそのようにしてよろしいですかということで執行者が参加者に申し上げて、それで確認をしいていいですよということで、じゃ、このような方法でやらせてもらいますと、こういうことで今回も決まったものでありますので、10%を越えてればそういう方法でなくて、それは入札不調ということになって次回にまた別な形で発注すると、こういうことです。

議長（石川良彦君）　課長、いいの。課長さっきの質問で答えることないの。大友三男議員。

4番（大友三男君）　町長答弁は町長答弁ですから。担当課の答弁お聞きしますが、担当課のほうでね。これ今、町長の答弁のほうで複数の入札参加業者があったんだと。だからそちらのほうにもこういう状況ですよ。こういう条件ですよということ説明して、それでこれを執行したという御説明あったんですけど、もう1社のほうは2回目で辞退しているわけなんです。その時点で1社だけになっている話なんですけど、これ当てはまるんですか。

議長（石川良彦君）　財政課長。

財政課長（熊谷有司君）　お答えいたします。先ほど町長答弁したとおりでございます。入札参加者がいるわけで、町長が先ほど言いましたけど、影のほうで折衝しているわけでございませぬので、実際入札の会場において、今最低見積価格は1億3,500万円でしたと。それが予定価格の10%以内でございましたので、最低入札者と協議してよろしいですかということをお2社のほうに説明をさせてもらっていると。それでよろしいとなったら、その1社と協議をさせていただくということで、その金額が最低予定価格がいくらということで町のほうで公表しませぬので、終わってから事後公表でございますので、何ら業者に対して10%以内ですので何も問題ございませぬので、入札執行要領並びに条件付一般競争入札要

綱に基づいて町側では執行してございますので、何も問題はございません。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。
これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第42号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（石川良彦君） 以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和3年第5回大郷町議会臨時会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午 前 11時 46分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉 恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員